

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童記録票
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童相談に係る内容および処理経過記録の保存のために利用する。
記録項目	識別番号、氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢、健康状況、傷病歴、障害の状況、身体の状況、性格・性質、虐待による傷・心理的影響、家族状況、親族・続柄、婚姻歴、虐待状況等、学業・学歴、職業・職歴、公的扶助の有無
記録範囲	相談のあった児童およびその家族
記録情報の収集方法	本人から収集 法令等に基づく調査等により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	彦根市教育委員会、滋賀県、警察、幼保園、高等学校、医療機関、彦根市要保護児童対策地域協議会構成機関
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	子ども未来部子育て支援課 〒522-0041 彦根市平田町 670 番地
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 1 号および 2 号(電算処理ファイルおよびマニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童虐待通告ケース一覧表
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童虐待通告ケースの状況把握のために利用する。
記録項目	識別番号、氏名、住所、生年月日、虐待状況等
記録範囲	被虐待児童およびその家族
記録情報の収集方法	本人から収集 法令等に基づく調査等により収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	子ども未来部子育て支援課 〒522-0041 彦根市平田町 670 番地
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談受付表
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども未来部子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童相談のあった者の受付簿として利用する。
記録項目	識別番号、氏名、相談内容
記録範囲	相談者
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	子ども未来部子育て支援課 〒522-0041 彦根市平田町 670 番地
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無)	—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—